

# 違反対象物公表制度

2020年4月1日から運用開始

## ○消防法令違反対象物公表制度とは

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう重大な消防法令違反を公表する制度です。

## ○公表の対象となる建物は

飲食店・宿泊施設等の不特定多数の方が利用する建物、病院・社会福祉施設等の避難困難な方が利用する建物が公表の対象となります。

## ○重大な消防法令違反とは

消防法令により設置が義務付けられている「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」が設置されていない重大な消防法令違反です。

## ○公表内容と公表方法は

違反が確認された「建物の名称」、「建物の所在地」、「違反の内容」を志摩広域消防組合のホームページに掲載します。

(例：〇〇ビル 志摩市阿児町鶴方△△番地 自動火災報知設備の未設置)

## ○公表の時期は

消防の立入検査において違反を確認し、建物の関係者に違反を通知してから14日が経過しても、その違反が是正されない場合に違反が是正されるまでの間公表します。

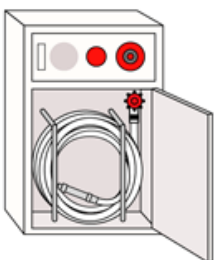
## ○建物関係者の方々へ

所有（管理、占有）する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので、事前に消防本部にご相談ください。

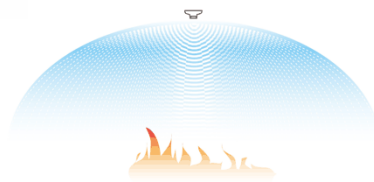
- ① 飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- ② 増築、改築、隣接建物との接続工事
- ③ 窓や扉など開口部の閉鎖工事



(屋内消火栓設備)



(スプリンクラー設備)



(自動火災報知設備)

